

## 秋田県公立学校施設の耐震改修状況調査結果

総務課施設整備室

## 【耐震化率】

(校舎+屋体)

平成25年4月1日現在

校種	全校数 A	全棟数 B	S57年以降 の建築棟数 C	S56年以前 の建築棟数 D(B-C)	耐震診断 実施率 (未実施棟)	補強等によ る耐震化済 棟数 E	耐震性のな い棟と診断 未実施の棟 の計 D-E	耐震化率 (C+E)÷B	順位
小学校	220	739	365	374	100.0% (0)	301	73	90.1% (86.6%)	
中学校 (県立中学校 を含む)	119	487	264	223	100.0% (0)	180	43	91.2% (85.3%)	
小中計	339	1,226	629	597	100.0% (0)	481	116	90.5% (86.1%)	21位 (19位)
公立高校	51	426	205	221	94.6% (12)	164	57	86.6% (76.6%)	26位 (30位)
県立高校	49	410	194	216	94.4% (12)	159	57	86.1% (76.0%)	
市立高校	2	16	11	5	100.0% (0)	5	0	100.0% (89.5%)	
特別支援学校	11	60	47	13	100.0% (0)	13	0	100.0% (96.7%)	1位 (25位)
県立学校計	60	470	241	229	94.8% (12)	172	57	87.9% (78.6%)	
高校・特支計	62	486	252	234	94.9% (12)	177	57	88.3% (79.0%)	
合計	401	1,712	881	831	98.6% (12)	658	173	89.9% (84.1%)	

※( )内の順位は平成24年4月1日現在の値

※( )内の%は平成24年4月1日現在の値

# 秋田県公立学校施設の非構造部材の耐震点検・対策状況調査結果

平成25年4月1日現在

校種	全校数	耐震点検状況			耐震対策状況			備考
		耐震点検実施校	耐震点検実施率	耐震点検未実施校	耐震対策実施済み又は点検の結果対策の必要がない学校	耐震対策実施率	耐震対策未実施校	
	A	B	C=B/A	D	E	F=E/A	D-E	
小中学校 (県立中学校を含む)	347	239	68.9%	108	200	57.6%	147	
公立高校	53	51	96.2%	2	51	96.2%	2	
県立高校	51	51	100.0%	0	51	100.0%	0	
市立高校	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	
特別支援学校	13	13	100.0%	0	13	100.0%	0	
県立学校計	64	64	100.0%	0	64	100.0%	0	
高校・特支計	66	64	97.0%	2	64	97.0%	2	
合計	413	303	73.4%	110	264	63.9%	149	

# 秋田県公立学校施設の屋内運動場における吊り天井の設置状況

平成25年4月1日現在

校種	屋内運動場等の全棟数 (※1) A=B+F	吊り天井を有する棟数								吊り天井を有していない棟数			
		割合 B=D+E	割合 C=B/A	一定規模に該当する棟数 (※2)			一定規模に該当しない棟数			割合 F	割合 G=F/A	総点検を実施した棟数 ⑤	対策実施済み又は対策の必要がない棟数 (※4) ⑥
				D	総点検を実施した棟数 ①	対策実施済み又は対策の必要がない棟数(※3) ②	E	総点検を実施した棟数 ③	対策実施済み又は対策の必要がない棟数 ④				
小中学校 (県立中学校を含む)	412	65	15.8%	46	4	2	19	5	5	347	84.2%	68	54
公立高校	186	21	11.3%	6	1	0	15	1	0	165	88.7%	11	0
県立高校	181	18	9.9%	3	1	0	15	1	0	163	90.1%	11	0
市立高校	5	3	60.0%	3	0	0	0	0	0	2	40.0%	0	0
特別支援学校	18	5	27.8%	4	0	0	1	0	0	13	72.2%	0	0
県立学校計	199	23	11.6%	7	1	0	16	1	0	176	88.4%	11	0
高校・特支計	204	26	12.7%	10	1	0	16	1	0	178	87.3%	11	0
合計	616	91	73.4%	56	5	2	35	6	5	525	85.2%	79	54

※1 屋内運動場等：屋内運動場・武道場・講堂・屋内プール。

※2 「一定規模」とは、国土交通省が平成25年2月に示した「建築基準法施行令及び関連省令の一部改正案」(技術基準案)で安全上重要である天井の定義を示しており、対象は以下の全てに該当するものである。

1. 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
2. 高さが六メートルを超える天井の部分で水平投影面積が二百平方メートルを超える部分を含むもの
3. 天井面構成部材等の一平方メートル当たりの平均質量(当該部分の質量の合計を天井面の面積の合計で除したものをいう。)が二キログラムを超えるもの

※3 ②及び④の「対策実施済み又は対策の必要がない棟数」とは、吊り天井・照明器具・バスケットゴールの全てに対して、補強・再設置などの対策(吊り天井については、国土交通省が平成25年2月に示した技術基準(案)等)を実施済の棟数又は耐震点検の結果、落下防止対策の必要がなかった棟数。

※4 ⑥の「対策実施済み又は対策の必要がない棟数」とは、照明器具・バスケットゴールの全てに対して、補強・再設置などの対策を実施済の棟数又は耐震点検の結果、落下防止対策の必要がなかった棟数。